

(公財)日弁連交通事故相談センター相談所一覧

●印：示談あつ旋・審査を行っている相談所

○印：示談あつ旋を行っている相談所

※ 相談日、相談時間は、あらかじめお問い合わせの上おかけください。

>> 下記電話番号は**面接相談・お問い合わせ**専用です。電話相談につきましては、当パンフレット内面の「**1 電話相談**」の項をご覧ください。

相談所名	所在地	電話番号
●本 部	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03(3581)4724
●札幌	札幌市中央区北1条西10 札幌弁護士会館2階	011(251)7730
●新札幌	札幌市厚別区厚別中央2条5 サンピアザセンターモール3階	011(896)8373
●小 樽	小樽市稲穂2-22-4 樽石ビル7階	0134(23)8373
●室 蘭	室蘭市巾島町1-24-11 巾島中央ビル4階	0143(47)8373
●苫小牧	苫小牧市若草町3-2-7 大東若草ビル3階	0144(35)8373
●函 館	函館市上新川町1-3 函館弁護士会館内	0138(41)0232
●旭 川	旭川市花咲町4 旭川弁護士会館内	0166(51)9527
●釧 路	釧路市柏木町4-3 釧路弁護士会館内	0154(41)3444
●帯 広	帯広市東8条南9-1 釧路弁護士会帯広会館内	0155(66)4877
●青 森	青森市長島1-3-1 日赤ビル5階 青森県弁護士会館内	017(777)7285
●弘 前	弘前市大字一番町8 ライオンマンション海前一番町1階 青森県弁護士会弘前支部内	0172(33)7834
●八 戸	八戸市売市2-11-13 青森県弁護士会八戸支部内	0178(22)8823
●岩 手	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2階 岩手弁護士会内	019(623)5005
●仙台	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館1階	022(223)2383
●古 川	大崎市古川駅東2-1-5 柳川駅前ビル203 古川法律相談センター内	0229(22)4611
●石 巻	石巻市穀町12-18 駅前ビル4階 石巻法律相談センター内	0225(23)5451
●秋 田	秋田市山王6-2-7 秋田弁護士会館内	018(896)5599
●山 形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS8階	023(635)3648
●酒 田	酒田市本町2-2-45 酒田市役所2階相談室	023(635)3648
●鶴 岡	鶴岡市馬場町9-25 鶴岡市役所内	023(635)3648
●福 島	福島市山下町4-24 福島県弁護士会館内	024(536)2710
●郡 山	郡山市堂前町25-23 福島県弁護士会郡山支部内	024(936)4515
●水 戸	水戸市大町2-2-75 茨城県弁護士会館内	029(221)3501
●土 浦	土浦市中央1-13-3 大田電機公園ハイソ304 茨城県弁護士会土浦支部内	029(875)3349
●下 妻	下妻市長塚74-1 下妻市商工会館内	0296(44)2661
●栃 木	宇都宮市明保野町1-6 栃木県弁護士会館内	028(689)9001
●前 橋	前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館内	027(234)9321
●太 田	太田市新井町516-1 GSEビル2階	027(234)9321
●高 崎	高崎市宮元町298 勝ビル1階	027(234)9321
●埼玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和南砂パーキング1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048(710)5666
●越 谷	越谷市東越谷9-7-19 システムビル東越谷2階 埼玉弁護士会越谷支部内	048(962)1188
●川 越	川越市宮下町2-1-2 福田ビル1階 埼玉弁護士会川越支部内	049(225)4279
●熊 谷	熊谷市宮町1-41 宮町ビル 埼玉弁護士会熊谷支部内	048(521)0844
●千葉	千葉市中央区中央4-13-9 千葉県弁護士会館内	043(227)8530
●松 戸	松戸市松戸1281-29 京阪松戸ビル4階 千葉県弁護士会松戸支部内	047(366)6611
●京 葉	船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル5階 千葉県弁護士会京葉支部・船橋法律相談センター内	047(373)3634
●霞が関	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03(3581)1782
●新宿	新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイツA8階 新宿総合法律相談センター内	03(6205)9531
●立 川	立川市緑町7-1 立飛ビル8号館2階 弁護士会立川法律相談センター内	042(548)7790
八王子市役所	八王子市安町4-7-1 サザンスカタワー八王子4階 八王子南口総合事務所内	042(620)1164
立川市役所	立川市泉町1156-9 立川市役所内	042(528)4319
武蔵野市役所	武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市役所内	0422(60)1921
三鷹市役所	三鷹市野崎1-1-1 三鷹市役所内	0422(44)6600
青梅市役所	青梅市東青梅1-11-1 青梅市役所内	0428(22)1111
府中市役所	府中市宮西町2-24 府中市役所内	042(366)1711
昭島市役所	昭島市田中町1-17-1 昭島市役所内	042(544)5122
調布市役所	調布市小島町2-35-1 調布市役所内	042(481)7032
町田市役所	町田市森野2-2-22 町田市役所内	042(724)2102
小金井市役所	小金井市本町6-6-3 小金井市役所内	042(387)9818
小平市役所	小平市小川町2-1333 小平市役所内	042(346)9508
日野市役所	日野市神明1-12-1 日野市役所内	042(514)8094
東村山市役所	東村山市本町1-2-3 東村山市役所内	042(393)5111
国分寺市役所	国分寺市泉町2-2-18 国分寺市役所内	042(312)8713
国立市役所	国立市富士見台2-47-1 国立市役所内	042(576)2111
福生市役所	福生市本町5 福生市役所内	042(551)1529
狛江市役所	狛江市和泉本町1-1-5 狛江市役所内	03(3430)1111
東大和市役所	東大和市中央3-930 東大和市役所内	042(563)2111
清瀬市役所	清瀬市元町1-2-11 アミュービル5階 生涯学習センター	042(497)1803
東久留米市役所	東久留米市本町3-3-1 東久留米市役所内	042(470)7738
武蔵村山市役所	武蔵村山市本町1-1-1 武蔵村山市役所内	042(565)1111
多摩市役所	多摩市関戸6-12-1 多摩市役所内	042(338)6806
稲城市役所	稲城市東長沼2111 稲城市役所内	042(378)2286
羽村市役所	羽村市緑ヶ丘5-2-1 羽村市役所内	042(555)1111
あきる野市役所	あきる野市二宮350 あきる野市役所内	042(558)1216
西東京市役所	西東京市南町5-6-13 西東京市役所田無庁舎内	042(460)9805
●関 内	横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会館内	045(211)7700
●横浜駅西口	横浜市新奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階 横浜駅西口法律相談センター内	045(620)8300
●川 崎	川崎市川崎区駅前本町3-1 NMF川崎東口ビル11階 川崎法律相談センター内	044(223)1149
●小田原	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル1階 小田原法律相談センター内	0465(24)0017
●相模原	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市中央区役所内	042(769)8230
●橋 本	相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもと6階 相模原市緑区役所市民相談室内	042(775)1773
●相模大野	相模原市南区相模大野5-31-1 市南区合同庁舎3階 相模原市南区役所市民相談室内	042(749)2171
●横須賀	横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか3階 横須賀法律相談センター内	046(822)9688
●座 間	座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所内	046(252)8218
●山 梨	甲府市中央1-8-7 山梨県弁護士会館内	055(235)7202
●長 野	長野市妻科432 長野県弁護士会館内	026(232)2104
●松 本	松本市丸の内10-18 長野県弁護士会松本在住会館内	0263(35)8501
●新 潟	新潟市中央区学校町通一番町1 新潟県弁護士会館内	025(222)5533
●村 上	村上市岩船駅前56 村上市役所神林支所内	025(222)5533
●長 岡	長岡市三和3-123-10 新潟県弁護士会長岡支部会館内	0258(86)5533
●三 条	三条市荒町2-1-3 三条市体育文化会館(マルチスタジオ3)	025(222)5533
●上 越	上越市土橋1914-3 上越市市民プラザ内	025(222)5533
●五 泉	五泉市村松乙30-1 五泉市村松支所内	025(222)5533

相談所名	所在地	電話番号
●富 山	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館内	076(421)4811
●金 沢	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	076(221)0242
●福 井	福井市宝永4-3-1 サクラNビル7階 福井弁護士会内	0776(23)5255
●静 岡	静岡市葵区追手町10-80 静岡県弁護士会館内	054(252)0008
●沼 津	沼津市御幸町24-6 静岡県弁護士会沼津支部内	055(931)1848
●伊 東	伊東市大原2-1-1 伊東市役所内	0557(52)3002
●三 島	三島市北田町4-47 三島市役所内	055(983)2651
●下 田	下田市河内101-1 下田市役所内	055(931)1848
●浜 松	浜松市中央区中央1-9-1 静岡県弁護士会浜松支部内	053(455)3009
●名古屋	名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会館内	052(565)6110
●名古屋	名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル4階 名古屋法律相談センター内	052(565)6110
●豊 橋	豊橋市大岡町83 愛知県弁護士会東三河支部内	0532(56)4623
●岡 崎	岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10 愛知県弁護士会西三河支部内	0564(54)9449
●一 宮	一宮市公園通4-17-1 愛知県弁護士会一宮支部内	0586(72)8199
●半 田	半田市出口町1-45-16 住吉ビル2階 愛知県弁護士会半田支部内	0569(23)8655
●三重	津市丸之内養正町1-1 三重弁護士会館内	059(228)2232
●岐阜	岐阜市端崎町22 岐阜県弁護士会館内	058(265)0020
●滋 賀	大津市梅林1-3-3 滋賀弁護士会館内	077(522)2013
●京 都	京都市中京区福小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075(231)2378
●大 宮	京丹後市大宮町周知1 大宮織物ホール 丹後法律相談センター内	0772(68)3080
●京都駅	京都市下京区東塩小路町579-1 山崎メディカルビル6階 京都駅前法律相談センター内	075(231)2378
●大阪	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内	06(6364)8289
●なんば	大阪府中央区難波4-4-1 難波駅前四丁目ビル4階 なんば法律相談センター内	06(6645)1273
●門 真	門真市末広町41-2 そよら古川橋駅前3階「くらしの相談窓口」	06(6900)8551
●茨 木	茨木市駅前3-8-13 茨木市役所内	072(620)1603
●岸和田	岸和田市宮本町27-1 泉州ビル2階 岸和田法律相談センター内	072(433)9391
●堺	堺市堺区南花園口町2-3-20 三共堺東ビル6階 堺法律相談センター内	072(223)2903
●豊 中	豊市中桜塚3-1-1 豊中市役所内	06(6858)2034
●神戸	神戸市中央区橋通1-4-3 兵庫県弁護士会館内	078(341)1717
●阪 神	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5階501C号 兵庫県弁護士会阪神支部内	06(4869)7613
●明 石	明石市中崎1-5-1 明石市役所内	078(918)5002
●姫 路	姫路市北条1-408-6 兵庫県弁護士会姫路支部内	079(286)8222
●奈良	奈良市中筋町22-1 奈良弁護士会館内	0742(26)3532
●和歌山	和歌山市四番丁5 和歌山弁護士会館内	073(422)4580
●鳥 取	鳥取市東町2-221 鳥取県弁護士会館内	0857(22)3912
●米 子	米子市加茂町2-72-2 鳥取県弁護士会米子支部内	0859(23)5710
●倉 吉	倉吉市葵町724-15 法律相談センター倉吉内	0858(24)0515
●島 根	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階 島根県弁護士会館内	0852(21)3450
●岡 山	岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館内	086(234)5888
●倉 敷	倉敷市幸町3-33 倉敷弁護士室内	086(422)0478
●津 山	津山市椿高下52 津山弁護士室内	086(822)0464
●広島	広島市中区上八丁堀2-73 広島弁護士会館内	082(225)1600
●呉	呉市中央2-1-29 広島弁護士会呉地区会内	0823(24)6755
●尾 道	尾道市新浜1-7-25 NTT尾道ビル1階 広島弁護士会尾道地区会館内	0848(22)4237
●福 山	福山市三吉町1-6-1 広島弁護士会福山地区会館2階	084(973)5900
●山 口	山口市黄金町2-15 山口県弁護士会館内	0570(064)490
●萩	萩市江向582-2 片山ハイソ102号 萩法律相談センター内	0570(064)490
●宇 部	宇部市常盤町1-2-5 山口県弁護士会宇部地区会館内	0570(064)490
●下 関	下関市向洋町1-5-1 1階 山口県弁護士会下関地区会館内	0570(064)490
●岩 国	下関市竹崎町4-4-2 しものせき市民活動センター内	0570(064)490
●周 南	岩国市錦見1-10-17 山口県弁護士会岩国地区会館内	0570(064)490
●高 松	周南市岐山通り2-11 江村ビル1階 山口県弁護士会周南地区会館内	0570(064)490
●徳 島	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館内	087(822)3693
●愛 媛	徳島市新蔵町1-31 徳島県弁護士会館内	088(652)5768
●高 知	松山市三番町4-8-8 愛媛県弁護士会館内	089(941)6279
●福岡	高知市越前町1-5-7 高知弁護士会館内	088(822)4867
●福岡	福岡市中央区天神3-4-8 天神重松ビル2階 天神法律相談センター内	092(741)3208
●二日市	筑紫野市二日市北1-3-8 スパシオコモビル2階 二日市法律相談センター内	092(918)8120
●久留米	久留米市篠山町11-5 久留米法律相談センター内	0942(30)0144
●飯 塚	飯塚市新立岩6-16 弁護士ビル3階	0948(28)7555
●北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
●折 尾	北九州市八幡西区折尾4-6-16 折尾YSビル2階 折尾法律相談センター内	093(691)2166
●佐 賀	佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館内	0952(24)3411
●長 崎	長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階 長崎県弁護士会内	095(824)3903
●佐世保	佐世保市島瀬町4-12 シティビルスカズパ2階 長崎県弁護士会佐世保支部内	0956(22)9404
●熊 本	熊本市中央区水道町9-8 弁護士会館1階	096(325)0009
●八 代	八代市松江城町6-6 八代商工会議所内	096(325)0009
●大 分	大分市中島西1-3-14 大分県弁護士会館内	097(536)1458
●宮 崎	宮崎市旭1-8-45 宮崎県弁護士会館内	0985(22)2466
●鹿児島	鹿児島市易居町2-3 鹿児島県弁護士会館内	099(226)3765
●那 覇	那覇市松屋2-2-26-6 沖縄弁護士会館内	098(865)3737
●コ ザ	沖縄市知花6-6-5 沖縄弁護士会相談センター沖縄支部内	098(865)3737

※ 地方公共団体内部におかれた相談所でのご相談は、当該地域にお住まいの方に限られる場合がありますので、事前にお電話にてお問い合わせください。

ご相談できる内容は

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両（自動車損害賠償保障法第2条第1項）による国内での「**自動車・二輪車**」事故の**民事関係の問題**についてです。
被害者側・加害者側、相談者の居住地は問いません。

※ 刑事処分・行政処分の相談はできません。

主な相談内容

- 損害賠償額の算定
- 賠償責任の有無、過失の割合
- 賠償義務者
- 勤務中の事故（会社所有車の事故・マイカーで会社の仕事中の事故・下請け会社の起こした事故に対する元請け会社の責任）、車の貸借中の事故、無断転貸、子名義の車の事故に対する親の責任、駐車車両の責任、盗難車の事故等）
- 損害の請求方法
- 自賠責保険及び自動車保険関係の問題、政府保障事業（ひき逃げや無保険車による事故……「保障事業への損害のてん補請求」手続）
- その他交通事故の民事上の法律問題（示談の仕方、時効等）

(公財)日弁連交通事故相談センターとは

日本弁護士連合会（日弁連）が、基本的人権の擁護と社会正義の実現を図るため、昭和42年、運輸大臣（現国土交通省）の許可を得て設立した財団法人です。

そして、平成24年4月に、内閣府から公益法人認定を受け、従来の財団法人から公益財団法人に移行しました。

運営は弁護士が当たり、自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し公共の福祉の増進に寄与することを目的として、現在、全国154か所で面接相談を、うち42か所の本・支部では示談あつ旋及び審査を、**弁護士が無料**で行っています。

※当センターは、国（国土交通省）・関係団体からの補助金、日弁連・弁護士や皆様方からの寄付金などで運営されています。

NEW

完全予約制

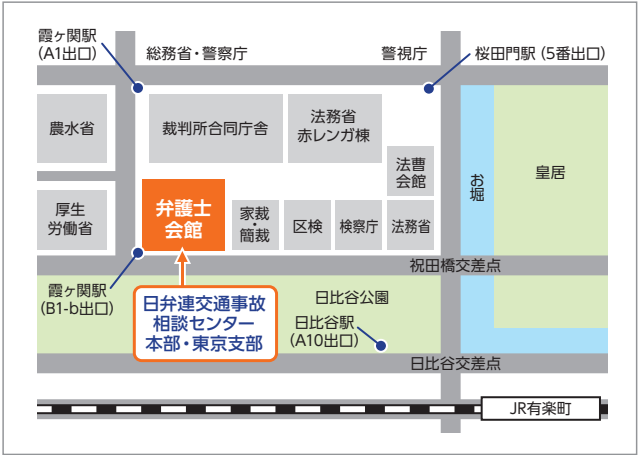
無料

オンライン交通事故相談

- 毎週木曜日 16：30～19：00
- 弁護士が直接対応
- 1回30分

>> 詳細は、当センターのホームページをご覧ください。

【 本部・東京支部所在地略図 】



(公財)日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所です。

1 電話相談

無料

フリーダイヤル  **0120-078325**

弁護士による「自動車・二輪車」事故の損害賠償問題に関する相談をお電話で受け付けております。**ご相談できる時間は10分程度です。**

電話相談では、書類を拝見することができませんので、お電話での回答が困難な内容、例えば過失割合の判断などの場合は、お近くの相談所（相談所一覧を参照）で面接相談をお願いいたします。

●受付時間：月～金（祝日を除く）10:00～19:00

※「0120」は、フリーダイヤルの番号です。当センターは、相談者様からの電話を全国の相談所の弁護士が自動転送によって受け付ける相談体制をとっています。

●IP電話からも相談のお電話を受け付けております。

03 (3581) 1770

受付時間：月～金（祝日を除く）10:00～12:30、13:00～15:30（通話料金がかかります。）

2 NEW オンライン相談

無料

弁護士による「自動車・二輪車」事故の損害賠償問題に関する相談をオンライン（Zoom）で受け付けております。**相談時間は30分程度です。**（詳細については、当センターのホームページをご覧ください。）

●相談時間：木（祝日を除く）16:30～19:00

※今後変更する可能性があります。

インターネット予約はこちら→



3 面接相談

無料

全国154か所の相談所で、**弁護士による「自動車・二輪車」**事故の損害賠償問題に関するご相談を受け付けております。

面接相談をご希望の場合、お近くの相談所（相談所一覧を参照）にお問い合わせの上、相談日時をお確かめください。面接相談の際には、事故に関係のある以下の書類等を、整理してお持ちください。**ご相談できる時間は30分程度です。**

- 1 交通事故証明書、事故状況を示す図面（道路状況、加害・被害車（者）の位置、事故の場所、日時、天候等）、現場物損等の写真
- 2 診断書
- 3 後遺障害診断書・認定結果
- 4 治療費明細書（入通院日数、治療費・通院費のメモなど）
- 5 事故前の収入を証明するもの（給与明細書、休業損害証明書、源泉徴収票・確定申告書の写しなど）
- 6 相手方からの提出書類（示談交渉をしていれば、その過程）
- 7 加害者の任意保険の有無と種類
- 8 その他（差額ベッド代、付添日数・費用、修理費、家屋改修費、有給休暇日数、相手方加入保険内容のメモなど）

\\  面接相談はネット予約が可能です。/

当センターHPの各相談所ページから、面接相談を予約することができます。

※一部ネット予約に対応していない相談所があります。ご了承ください。

4 高次脳機能障害相談

無料

当センターは、「自動車・二輪車」事故を原因とする高次脳機能障害について、面接による相談を下記の相談所で行っています（高次脳機能障害については、当センターのホームページをご覧ください）。**ご相談できる時間は30分程度です。**

なお、相談日時、予約方法は相談所によって異なりますのであらかじめお問い合わせください。

- 本部（東京）相談所 ☎ 03 (3581) 4724 予約制
- 札幌相談所 ☎ 011 (251) 7730 予約制
- 関内相談所（横浜） ☎ 045 (211) 7700 予約制
- 千葉相談所 ☎ 043 (227) 8530 予約制
- 京都相談所 ☎ 075 (231) 2378 予約制
- 大阪相談所 ☎ 06 (6364) 8289 予約制
- 名古屋相談所 ☎ 052 (565) 6110 予約制（名古屋法律相談センター）
- 福岡相談所 ☎ 092 (741) 3208 予約制

\\  電話相談も行っています。/

本部（東京）相談所では、電話による相談も行っています。

※予約制（相談時間：30分程度）、原則1回のみです。

※上記本部（東京）相談所にお電話でお申し込みください。

5 示談あつ旋

無料

>> 相談所一覧（裏面）の●○印を参照

損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時に、当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようお手伝いします。調停の民間版とも言えるべき制度で、早期に適正な賠償額での解決が期待できます。

まず面接相談を受けていただき、示談あつ旋に適する事案かを弁護士が判断した上、申込手続をしていただきます。

 **示談あつ旋が可能な事案**

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両による「自動車・二輪車」事故事案に限ります。



人損

すべて可能（自賠責保険・自賠責共済のみ、または無保険でも可）



人損を伴う物損

すべて可能（自賠責保険・自賠責共済のみ、または無保険でも可）



物損のみ

損害賠償者が **6** の任意保険または **7** の任意共済のいずれかに加入している場合

※イラストはイメージです。

6 物損のみの示談あつ旋

無料

>> 相談所一覧（裏面）の●○印を参照

損害賠償者が、下記の一般社団法人日本損害保険協会加盟保険会社による物損の示談代行付きの保険に加入している場合、**物損のみ**でも示談あつ旋が可能です。

● **一般社団法人日本損害保険協会加盟保険会社**
（令和7年3月1日現在）

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 10. SOMPOダイレクト損害保険株式会社（旧セゾン自動車火災保険株式会社） |
| 2. アクサ損害保険株式会社 | 11. 大同火災海上保険株式会社 |
| 3. イーデザイン損害保険株式会社 | 12. 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 4. AIG損害保険株式会社 | 13. 日新火災海上保険株式会社 |
| 5. SBI損害保険株式会社 | 14. 三井住友海上火災保険株式会社 |
| 6. 共栄火災海上保険株式会社 | 15. 三井ダイレクト損害保険株式会社 |
| 7. セコム損害保険株式会社 | 16. 楽天損害保険株式会社 |
| 8. ソニー損害保険株式会社 | |
| 9. 損害保険ジャパン株式会社 | (50音順) |

7 共済関係の示談あつ旋

無料

>> 相談所一覧（裏面）の●○印を参照

損害賠償者が、下記の関係共済に加入している場合、「人損のみ」・「物損のみ」・「人損を伴う物損」、いずれの場合でも示談あつ旋が可能です。

- 1 こくみん共済COOP（全国労働者共済生活協同組合連合会）の「マイカー共済」
※損害賠償者が自転車の場合、あつ旋が可能な場合があります。
- 2 教職員共済生協（教職員共済生活協同組合）の「自動車共済」
- 3 JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）の「自動車共済」
- 4 自治協会（一般財団法人全国自治協会）・町村生協（全国町村職員生活協同組合）の「自動車共済」
- 5 都市生協（生活協同組合全国都市職員災害共済会）の「自動車共済」
- 6 市有物件共済会（公益社団法人全国市有物件災害共済会）の「自動車共済」
- 7 交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会）の「自動車共済」
- 8 全自共（全国自動車共済協同組合連合会）の「自動車共済」、全自共と日火連（全日本火災共済協同組合連合会）の「自動車総合共済MAP（共同元受）」

8 審査

無料

>> 相談所一覧（裏面）の●印を参照

上記の関係共済については、示談あつ旋が不調（打ち切り）に終わったとき、審査手続へ移行することができます。

調査・話し合いの結論として審査委員会が出す「評決」の金額を、関係共済には尊重していただくことになっています。

※ 上記関係共済は、企業責任として真の被害者救済のため、基本的人権を擁護し社会正義の実現を図る当センターの活動に賛同いただいております。



車を運転する人の基礎知識

交通事故には3つの責任

交通事故を起こすと、行政（免許等）、刑事（拘禁刑等）、民事（損害賠償）の3つの責任が問われます。

必ず任意保険・任意共済に加入を

自賠責保険だけでは十分な補償ができるとは限りません。当事者双方の生活を守るためにも、必ず任意保険・任意共済に加入しましょう。

事故は必ず警察へ連絡を

事故の発生状況が不明になりトラブルの原因になるばかりか保険請求に必要な交通事故証明書の発行ができなくなります。

交通事故の相談・紛争処理は信頼のおける相談所で



被害者や生活困窮者のための援護制度・援護機関

●暴力団が介入してきたら

各地の弁護士会（相談所一覧を参照）の民事介入暴力対策委員会にご相談いただくか、または、最寄りの警察署に早急に届け出てください。

●日本司法支援センター（法テラス）

>> 法テラス・サポートダイヤル  **0570-078374（おなやみなし）**
（平日9時～21時、土曜日9時～17時）※祝日・年末年始を除く

>> ホームページ <https://www.houterasu.or.jp>

法テラスでは、経済的に余裕のない方を対象に無料法律相談や、必要な場合には審査の上、弁護士費用などの立替えを行っています。

● **公益財団法人交通遺児育英会** ☎ **03 (3556) 0773**
 **0120-521286（フリーダイヤル）**

>> ホームページ <https://www.kotsuiji.com>

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないために、経済的に修学が困難な高校生以上の生徒・学生に無利子の奨学金貸与（一部給付あり）を行っています。（申込時25歳までの人）

● **公益財団法人交通遺児等育成基金** ☎ **03 (5212) 4511**
 **0120-16-3611（フリーダイヤル）**

>> ホームページ <https://www.kotsuiji.or.jp>

【交通遺児育成基金事業】

国内で発生した自動車事故で父あるいは母を亡くした満16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金として年4回（3、6、9、12月）一定額が給付されます。

【交通遺児等支援給付事業】

自動車事故で配偶者を亡くした方や重い後遺障害（自賠責1～3級）が残った方などで、中学生以下の子弟を扶養している方を対象に一定条件の下に、「越年資金」「入学支度金」「進学等支援金」「緊急時見舞金」を給付しています。

● **ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）** ... ☎ **03 (5608) 7560**

>> ナスバ 交通事故被害者ホットライン  **0570-000738**
（土・日・祝日・年末年始を除く10時～12時、13時～16時）

>> ホームページ <https://www.nasva.go.jp>

自動車事故により死亡した方又は重度の後遺障害が残った方のお子様に対し健全な育成を図るため、義務教育終了までの交通遺児等貸付（無利子）を行っています。また、自動車事故で重度の後遺障害が残った方へ、介護料の支給及び常時介護を要する脳損傷者の治療・看護を専門に行う療養施設の設置・運営を行っています。そのほか、自動車事故に遭われ相談先にお困りの方へ、無料相談窓口をご紹介する交通事故被害者ホットラインを開設しています。